平成３０年（フ）第１５３号
北九州市戸畑区牧山新町１番28―902号
債務者　浦田ゆみ子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市山代町楠久528番地１
債務者　黒川　卓郎
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２０２号
京都市山科区四ノ宮神田町36番地11　ｃａｌｍマンション　301、前住所大津市神領２丁目５番86号
債務者　中山　正博
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中筋　斉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
香川県高松市高松町314番地２　クレール高松201
債務者　福井里恵子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６５号
香川県木田郡三木町大字池戸947番地４
コーポ安西一101
債務者　浜田　倫有
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木寿徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０号
香川県観音寺市柞田町甲1224番地５
債務者　吉田和導こと　金　　和導
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１７８号
北九州市小倉南区蒲生２丁目９番８―103号
債務者　松野　弥生（旧姓飯野）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２１号
北九州市若松区大字安屋775番地４
債務者　坂本美津子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２５号
宮城県石巻市南中里２丁目２番11号、前住所宮城県石巻市泉町１丁目３番25号　アルファー泉101号
債務者　後藤　祐孝
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第２５４号
名古屋市熱田区幡野町10番18号　大信コーポ102号
債務者　坪井　健次
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０４号
北九州市若松区鴨生田４丁目８－５－101、住民票上の住所北九州市若松区畠田１丁目１番４号（101号）
債務者　猪原　孝平
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０５号
北九州市小倉北区黄金１丁目９番１―205号
債務者　金丸　令子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１２号
北九州市門司区吉志３丁目１番13―303号
債務者　南谷　純治
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１５号
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田２丁目１－１堤病院内、住民票上の住所北九州市戸畑区北鳥旗町５番16号（グリーンファミール102号）
債務者　淵田　恭代
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５１号
埼玉県狭山市大字東三ツ木268番地の３　新狭山ゴルフコーポ105
債務者　サカタ　ヒルダ　シドロこと　ＳＡＫＡＴＡ　ＨＩＬＤＡ　ＣＩＤＲＯ
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５２号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目10番11号　アビタシオンノーバⅡ105号
債務者　尾崎　　凜
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７１号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目11番地11　サカエハイツ205
債務者　田中　望都
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部